

有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表

○有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準（平成17年11月25日農林水産省告示第1830号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

新（平成28年6月1日農林水産省告示第1256号）	旧
<p>二 生産行程の管理又は把握の実施方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 次の事項（採取場において有機農産物又は有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。以下同じ。）を採取する場合にあっては、(1)から(3)に掲げる事項を除く。）について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p><u>(6) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項</u></p> <p><u>(7)～(9) （略）</u></p> <p>3 内部規程に従い生産行程の管理<u>及び把握に関する業務を適切に行うこと。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>四 格付の実施方法</p> <p>1 次の事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p><u>(4) 出荷後<u>に有機農産物又は有機飼料の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項</u></u></p> <p><u>(5)・(6) （略）</u></p> <p>2 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、<u>又は除去若しくは抹消されることが確実と認められること。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>六 認定生産行程管理者等の生産に係る施設</p> <p><u>ほ場、栽培場又は採取場に、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者又は同法第19条の3の規定による認定を受けた外国生産行程管理者の責に帰さない事由により使用禁止資材が混入した場合において、当該使用禁止資材の量が微量であると認められるときにあっては、一の1の(1)の規定の適用に当たっては、当該使用禁止資材を使用していないものとみなす。</u></p>	<p>二 生産行程の管理又は把握の実施方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 次の事項（採取場において有機農産物又は有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。以下同じ。）を採取する場合にあっては、(1)から(3)に掲げる事項を除く。）について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>(6)～(8) （略）</u></p> <p>3 内部規程に従い生産行程の管理<u>又は把握を適切に行い、その管理又は把握の記録及び当該記録の根拠となる書類を格付した有機農産物又は有機飼料の出荷の日から1年以上保存すること。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>四 格付の実施方法</p> <p>1 次の事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>(4)・(5)（略）</u></p> <p>2 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが確実と認められること。</p> <p>3 （略）</p> <p>（新設）</p>